

地域における日本語教育推進プラン(第2次)の中間案に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和6年10月1日(火)から10月21日(月)まで
- 2 意見提出件数 38人、計88件
- 3 意見の要旨及びそれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
プラン全般	京都府内の在住外国人の多くが利用・認識している京都市国際交流会館(kokoka)では、ボランティアによる日本語教室に年間延べ約1万人が参加しているほか、日本語教師によるオンライン教室等も開設しており、府市で連携した取組を期待している。	これまでも府市それぞれが開催する「日本語教育推進事業総合調整会議(※)」には、相互に参加し、情報共有や意見交換を図っているところであり、具体的取組の実施等においても、しっかりと連携してまいります。 ※「日本語教育推進事業総合調整会議」 地域や外国人の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行う場として、有識者や地域日本語教育コーディネーター、市町村等の参加のもと、年2～3回程度開催	1
	本プランにおいて、日本語指導が必要な児童・生徒の支援が、実際に対応できるのか。	公立小中高校における日本語指導などの支援員の配置充実など、本プランに掲げた具体的取組を着実に進めてまいります。	2
	行政が日本語教室と連携することを嬉しく思う一方、理想を掲げてその方針を押し付ける傾向があると感じる。	本プランは、京都府内における地域日本語教育を、様々なプレイヤーが連携して進めるべく、ともに目指したいという方向性を示すもので、決して押し付けるものではありません。各日本語教室の思いや多様性を尊重するとともに、必要な支援を選択できるような取組を提供し、伴走支援することとしています。	3
	子どもの呼称について、本プランでは「外国人児童・生徒」で、法律では「外国人等である幼児、児童、生徒等」となっており、日本国籍で日本語が母語でない子どももいるため、法律と揃えて「外国人等～」とするなど表現について再考してほしい。	ご意見を踏まえ、「日本語指導が必要な児童・生徒(以下「外国人児童・生徒等」)」に修正します。	4
	日本語教育は行政が担うべきで、日本の労働者問題のような大きな問題のサポートをボランティアに任せるのは違うと思う。本来は行政が、日本語教育の有資格者が教える環境を作るべきで、ボランティアは外国人の居場所として、困りごと相談や多文化共生を主たる活動にするべきである。		5
	ボランティアはあくまでもサポートであり、国の方針として外国人を受け入れるなら、行政と企業が主体的に動くべきである。	ボランティアの方々の地域における役割は大変意義あるもので、今後も欠かせない存在であると認識しています。他方、登録日本語教員など専門人材が地域日本語教育に一層参画いただくことが必要であり、本プランではボランティアによる学習支援と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を推進する旨を記載しております。なお、公的な教育体制については、本来は国において整備すべきものと考えており、国に働きかけてまいります。	6
	今後の地域日本語教育の主体は行政であるという前提で、公的な教育体制の整備を進めてもらいたい。		7
	日本語教室は住民の自主的な活動であることを、京都府はじめ各自自治体はもっと自覚すべきである。		8

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	行政の現場は言われたらやる程度なので、しっかり末端まで指導してほしい。	推進体制において、市町村をはじめとする関係団体の役割を記載しています。それぞれが役割を果たしながら、本プランの「目指すべきすがた」の実現を目指してまいります。	9
	日本語学校の記述がほとんどないが、日本語学校との連携はないのか。	推進体制において、市町村をはじめとする関係団体の役割を記載しています。その中で、「日本語教育関係団体（京都にほんごRings、日本語学校など）」について、「日本語教育推進事業総合調整会議（意見1参照）」等で、日本語教育や教室運営等に関する知見やアドバイスを共有することとしています。	10
	第1次のプランに比べて第2次プランは現場の感覚にかなり近づき、行政が地域日本語教育の現状を知ってくれたことを嬉しく思う。	本プランに基づき、大人から子どもまで京都で暮らす外国人住民が、生活や就労、学習に必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけるとともに、日本人住民が多文化共生社会や地域日本語教育への理解を深めることにより、社会のあらゆる場面で誰もが同じ社会の一員としていきいきと暮らせる地域づくりを進めてまいります。	11
	本プランの施策は頭で賛同できても現実に即していないと思うので、もっと現実に即した施策を考えるべきだと思う。	ご意見を踏まえ、具体的取組の実施段階において、市町村や日本語教室などと情報共有や連携を図り、より各地域の実情に即した形で実施を検討してまいります。	12
	京都府としてのどのような社会を目指すのかに対する考えがない。他の自治体はそこが入り口になっているので京都府もそれを指し示すべきである。	「第4 目指すべきすがた」において記載しています。	13
	改定プランを検討するにあたって、現プランでどの程度進んだのか、進まなかった場合の問題点などが明確にされていない。	「第6 施策の方向性と具体的取組」において、これまでの成果と今後取り組むべき課題を記載しています。	14
	登録日本語教員と日本語教室との関わり方が不明である。	登録日本語教員やいわゆる日本語教師など日本語教育の専門人材は、学習や指導が難しいと言われる初期日本語教育や初期日本語を学んだ学習者の日本語教室への円滑な移行支援、日本語教室へのサポートなどを行います。	15
	改定プランにおける専門人材とはどんな人材なのか不明である。	「第3 改定の方針」において、「登録日本語教員やいわゆる日本語教師など日本語教育の専門人材」としております。	16
	京都府の国際課、労働政策室、教育委員会等に日本語専門人材を配置するべきである。	ご意見については、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	17

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	日本語初級者に対しては専門人材による教室を開催すべきである。	登録日本語教員やいわゆる日本語教師など日本語教育の専門人材が、学習や指導が難しいと言われる初期日本語教育(オンライン)や初期日本語を学んだ学習者の日本語教室への円滑な移行支援などを行います。	18
	多文化共生の「多文化」は何を意味しているのか分からないので、文部科学省の「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」の表記で使っている「共生」に変更すべきである。	総務省の定義では、多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされています。それを受け、京都府総合計画(令和4年度改定)「分野別基本施策⑧留学生・外国人が生き生きと暮らせる社会」においても「多文化共生社会」を使用しています。	19
	日本語教育が市町村の責務であり、外国人住民が増えるということは日本語教育を必要とする住民が増え、それを担う人材や費用が必要になることを、市町村にもっとアピールする必要があるのではないか。	本プランでは、「第7 推進体制」の中で、市町村の役割についても記載しました。引き続き、市町村へは、地域日本語教育の推進について働きかけるとともに、必要な支援をまいります。	20
現状分析	外国人人口の7割を占める京都市のことに全く触れていない。	京都府は市町村等多様な主体と連携し、府域全体の日本語教育を推進するための計画策定や、それに基づく施策を実施し、他の実施主体を支援することとしています。また京都市を含めた各市町村は、基礎自治体として外国人住民の日本語教育に関するニーズの把握に努め、地域の実情に応じた日本語教育の場づくりを推進することとしています。今後も京都市を含む各市町村と連携し、日本語教育を推進してまいります。	21
	昨今、学齢超過の子どもが日本語の基礎がないまま高校進学を希望するケースが増えているが、こうした人の存在もプランの中で触れることが必要ではないか。	「第6 施策の方向性と具体的取組」、「1多様なニーズに応じた学習の場(機会)の確保」、(3)具体的取組③において、専門人材が学齢超過の子どもも含め、初期日本語教育及び日本語教室への円滑な移行支援を行う旨、修正しました。	22
	府内全域の調査には日本語指導が必要な子どもの数が少なすぎると感じる。どのような調査方法で実施されたかを知りたい。	調査は「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」によるものですが、各市町(組合)教育委員会等にも問い合わせをして把握しております。	23
	外国にルーツがある子どもは、日本人の子どもとは言語環境のスタートラインが異なるので、同じような課題に見えても、解決方法へのアプローチも異なる。学校に日本語教師が入って支援ができるような環境を整えてもらいたい。	ご意見も踏まえ、市町村と情報共有をしながら、京都府教育委員会、市町村、市町村教育委員会が連携して外国人児童・生徒が学びやすい教育環境づくりに取り組んでまいります。	24
	3ページの5行目「外国人住民の増加に伴い～」に「義務教育における就学支援、また高校進学については必要な支援が求められています。」を追加してほしい。	ここでは、「その家族、とりわけ子どもに対する学習環境を整える必要性が増えています。」とし、「第6 施策の方向性と具体的取組」、「1多様なニーズに応じた学習の場(機会)の確保」、(2)今後取り組むべき課題③において、詳細を記載しています。	25
改定の方針	専門人材とボランティアが両輪となっていくことが、より多様な外国人の学習ニーズを拾うことにつながると思う。専門人材とボランティアの役割が明確になり、補いあえるのが良い。	ご意見のとおり、ボランティアによる学習支援と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を提供できるよう、必要性や希望に応じて伴走支援してまいります。	26

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	日本語教室の目的が、情報交換や相談・悩みなどを聞く「居場所」にもなっているが、外国人住民を総合的かつ長期的に支援するのは行政の責務であり、行政はじめ地域・企業・教室などによる組織的かつ包括的な対応が必須となるため、役割分担を明確にすることが必要ではないか。	推進体制において、市町村をはじめとする関係団体の役割を記載しています。それぞれが役割を果たしながら、本プランの「目指すべきすがた」の実現を目指してまいります。	27
	「第1次プランにおける取組を継続する」とあるが、現プランの取組を継続して、他に目新しい取組もなく、本当に京都府の日本語教育の環境が改善されると考えているのか。	外国人就労者が日本語学習に参加しやすい職場づくり及びそれに取り組む企業や経済団体に対する支援や、(公財)京都府国際センターに日本語教育の専門人材を配置などはこれまでにない取組であり、着実に取組を進め、本プランの「目指すべきすがた」の実現を目指してまいります。	28
目指すべきすがた	「京都らしさ」は大学が多いということなのか。その場合は、各大学に日本語学習支援のクラブやサークルを作るように提案し、単発でも学生が地域の日本語教室に関わる経験をしてもらいたい。	大学や学生の集積により人材が豊富であるという京都の強みを生かし、「第6 施策の方向性と具体的取組」、「2日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営」、「(3) 具体的取組①」において、日本語教育を学ぶ学生をはじめ、多様な学生ボランティアが参画する仕組みづくりを行うこととしており、クラブ・サークルとの連携も含めて検討してまいります。	29
	「日本の都であった京都」の表現は京都市のみを想起させるものであり、府全体を想定したプランに適切ではないのではないか。	長く日本の首都として政治経済や文化芸術などの中心であった京都が、多文化を受け入れ、新たな価値を生みだしてきたという、京都の歴史的な特徴や機能を、あえて京都府でも京都市でもなく「京都」とすることで府全域を表現しております。	30
	社会の在り方として、相互の歩み寄りと尊重という多文化共生の視点が重要だと思う。	ご意見のとおりであり、しっかりと取り組んでまいります。	31
3つの重点アクション	通信環境の面でオンラインは不公平だとよく言われているが、空白地域で対面教室に行けない人も不公平なので、オンラインを進める方針に強く同意する。	ご意見のとおりであり、しっかりと取り組んでまいります。	32
	全ての教室に専門人材を配置することは不可能であり、報酬を払う余裕は日本語教室にはないので、既存のボランティアスタッフにスキルを上げる意識を持ってもらうことの方が重要だと思う。	ご意見のとおりであり、スキルアップ研修などの取組は継続しつつ、(公財)京都府国際センターに配置予定の専門人材が、日本語教室の要望に応じて、学習内容や教授方法について助言・サポートを行います。	33
	「専門人材による初期日本語教育及び日本語教室への移行支援」の意味がわかりづらいが具体的にどうということなのか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「また、配偶者や子どもなどの帯同家族が社会に参加していけるよう、専門人材による初期日本語教育の実施、初期日本語を学んだ学習者の日本語教室への円滑な移行支援、日本語指導が必要な児童・生徒(以下「外国人児童・生徒等」)が学びやすい環境づくりなど、きめ細かに対応します。」	34
	重点アクションにある専門人材の活用について必要な予算をしっかりと確保してもらいたい。	ご意見のとおりであり、しっかりと取り組んでまいります。	35

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	日本語教室と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を提供できるよう、重点アクション2に具体的なタイムテーブルを載せるべきである。	ここでは、プランの肝となる重点アクションについて記載しており、ご意見をいただきましたタイムテーブルについては、予算と合わせて検討してまいります。なお、「第9 数値目標」において、5年間の取組目標として、「専門人材による初期日本語教室の学習者数」を設定しています。	36
	現状、ボランティアでは、「Can do」のB2までの指導はできない。「Can do」は専門性のある人が集中的に行うべきであり、文部科学省の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」にある「日本語教育プログラムデザイン」のできる人材が必要だが、現在そういった人材が日本語教室で活動しているのか。また、この部分も重点アクション2でタイムテーブルを載せるべきである。	(公財)京都府国際センターに配置予定の専門人材は、「Can do」による教育に知見や経験を持つ方を想定しており、日本語教室の希望に応じて、各教室における学習内容や教授方法について、専門人材による助言・サポートを行います。なお、「第9 数値目標」において、5年間の取組目標として、「専門人材による初期日本語教室の学習者数」を設定しています。	37
	特定技能制度の拡充等に伴い家族帯同が増加するため、子どもの学習支援、日本語支援、母語支援ができる体制が必要だが、重点アクションにおいてそのような子どもたちの支援についての記載がない。	「第5 3つの重点アクション」において、帯同家族への学習支援を進めることとしており、専門人材による初期日本語教育の実施、初期日本語を学んだ学習者の日本語教室への円滑な移行支援、日本語指導が必要な児童・生徒が学びやすい環境づくりなど、きめ細かに対応してまいります。	38
多様なニーズに応じた学習の場（機会）の確保	レベル別の日本語教育講座のYouTube動画を作成し、就労者や帯同家族に自由に勉強してもらい、月1回程度、ボランティアとのオンライン面談を通して学習者の課題をフォローするような仕組みを作ったらよいと思う。	ご意見については、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	39
	「専門人材による初期日本語教室を開講(令和2～5年度で、320人がモデル日本語教室を受講)」とあるが、この教室は(公財)京都府国際センターが京都駅ビルにあった時から設置されている教室であり、現プラン作成前から存在するものではないか。	ご意見のとおり、これまでの成果として本プランに記載しているものです。	40
	企業や経済団体のハードルは経費面だと思われるので、具体的な施策として企業の負担を減らすための取組が必要である一方、受益者である企業や経済団体が一定の負担をすることも前提に考えるべきである。	「日本語教育の推進に関する法律」では、事業主による日本語教育は努力義務とされています。今後も引き続き、企業の日本語教育への参画が進むよう、企業に対する啓発を行うとともに、外国人就労者が日本語学習に参加しやすい社内制度の整備に取り組む企業に対する支援等を進めてまいります。	41
	多くの外国人を雇用するなら、受益者負担の考え方で企業にも日本語教育をしてもらうべきである。		42
	学習支援者の不足とあるが、企業の取組が弱いために日本語教室にしわ寄せがきている。		43
外国人従業員への日本語教育が、リスク軽減や人材確保につながるという意識が企業に浸透していくことが望まれる。	ご意見のとおりであり、「重点アクション1」において、企業の日本語教育への理解や参画を促進することとしており、今後も、外国人を雇用する企業に働きかけてまいります。	44	

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	「配置充実」とは具体的にはどの規模なのか見通しを知りたい。	支援員の配置充実につきましては、学校や市町村の状況等を見ながら検討してまいります。	45
	府立高校における日本語指導が必要な生徒を対象とした「特別の教育課程」の実施について、現在、どの程度の準備が整ってきているのかを知りたい。	府立高校においても、日本語指導が必要な生徒を対象とした「特別の教育課程」の実施に向けた準備を進めているところです。	46
	日本語教育の必要性について企業に浸透していないと思うので、企業のトップが必要性を知り、日本人従業員からも「やさしい日本語」などを使ってコミュニケーション取ることが必要だということを伝えてもらいたい。	ご意見のとおりであり、外国人就労者が日本語学習に参加しやすい社内制度の整備に取り組む企業に対する支援や、「やさしい日本語」を活用した社内コミュニケーション研修の実施等を進めてまいります。	47
	オンラインの活用やオンライン講座の提供について、(公財)京都府国際センターが実施している初期日本語教室をさらに拡充してオンラインでも提供していくことか。それとも日本語教室がオンラインによる学習支援をできるよう、京都府から促していくことか。	まずは前者の形を想定していますが、後者についてもそれぞれの日本語教室の必要性や希望に応じて支援してまいります。	48
	オンラインの場合、通信サービスのついたiPadなど個人へのデバイスの貸し出しやその使い方の説明、あるいは、市町村と連携してWi-Fi環境のある公共施設の利用等、受講のための環境整備が必要だと思う。	オンライン講座に係る受講環境については、非常に重要であり、ご意見を踏まえ、市町村とも連携しつつ、具体的取組の実施等を検討してまいります。	49
	本プランでは、就労者の受講環境は想定しているが、配偶者など帯同家族に対する環境整備についてはどのように考えているのか。	いただいたご意見である帯同家族への環境整備については、非常に重要であり、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	50
	義務教育における「特別の教育課程」の実施について触れられていないのは理由があるのか。	京都府では既に、義務教育における「特別の教育課程」を導入しているため、記載しておりません。	51
	帯同家族への学習支援の具体的取組において、学齢期を超えた子どもの初期日本語指導の対応について明記されていないが、このような子どもたちの日本語指導はどこで行うのか。	「第6 施策の方向性と具体的取組」、「1 多様なニーズに応じた学習の場(機会)の確保」、(3)具体的取組③において、専門人材が学齢超過の子どもも含め、初期日本語教育及び日本語教室への円滑な移行支援を行う旨、修正しました。	52
	企業との連携促進とあるが、企業と連携をする主体はどこなのか。	行政等の関係機関です。	53
	現在の地域日本語コーディネーターは機能していないので、専門人材を総括コーディネーターとするなど柔軟に動ける人材を求める。	専門人材を総括コーディネーターにすることについては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	54
	公立高校で学びたい若者に多言語進路説明会を府内各地で実施してほしい。中学在校生だけでなく、母国で中学を卒業した若者に対しても、広く情報を伝えることができるよう丁寧な広報活動をする必要があると思う。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	55

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	夜間中学を府内(北部・南部)に数校設置して、外国の若者が勉強できる場を作ってほしい。	より多様な学びのニーズにこたえるための施策としてどのような形が最も良いのか、夜間中学校の設置も含めて様々な選択肢を持ち、検討してまいります。	56
日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営	地域日本語教育をボランティアに依存する比重が高い限り、この対応策での解決は難しいと思う。	ボランティアに過度に依存することにならないよう、ボランティアによる学習支援と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を提供できるよう取り組んでまいります。	57
	大学生は流動性が高くボランティアとしての定着が難しいのではないかと。	そういった側面もあるかと思いますが、大学や学生の集積により人材が豊富であるのも京都の強みとの考えのもと、有効な取組を検討してまいります。	58
	アルバイトとして学生が参加することはあるかもしれないが、ボランティア活動を単位認定する仕組みを活用する場合、単位となる日数の活動後に継続しない例もあり、かえって受け入れ側の教室の負担になる可能性がある。	同様のご意見が「地域における日本語教育推進プラン」改定検討会議等でもありましたので、受け入れる側の日本語教室と参加する学生の双方にとってWin-Winな仕組みづくりを検討します。	59
	学習支援者の不足、高齢化の問題がある中で、支援者が「相互に」行き来する仕組みのイメージがわからない。特に北中部は地域全体が高齢化・支援者不足の状況であり、相互に補い合う仕組みができるかが分からない。教室の負担が増え、支援者が逆に減ってしまうことはないのか。	「近隣市町村の日本語教室が連携し、学習希望者の受入れ協力を行うとともに、学習支援者が相互に行き来する仕組みの構築」については、日本語教室の必要性や希望、学習支援者の希望、地域の事情などに応じて、個別具体的に検討してまいります。	60
	近隣市町村の日本語教室が連携し、学習希望者の受入れ協力を行うとともに、学習支援者が相互に行き来する仕組みの構築について、京都にほんごRingsのHPには府内の日本語教室一覧、(公財)京都府国際センターのHPにも府内の日本語教室MAPがあり、外国人住民には教室の存在が可視化されており自由に申し込みできる状態。具体的にどのような取組を実施するのか教えてほしい。		61
	学習到達目標の設定が、人材確保と教室運営にどのように関係しているのかよく分からない。	ここでは、持続可能な教室運営に対しての取組として、学習到達目標の設定を記載しており、学習者、学習支援者にとって学習目標があったほうがモチベーションを保ちやすくなるなどのご意見もあるため、学習目標の設定を推奨しています。なお、各日本語教室や学習者ごとに独自の目標設定も可能としており、強制するものではありません。	62
	学習到達目標の設定(B1)を日本語教室の学習者に推奨するという意味である場合、地域で自由に活動しているボランティア教室の学習者に、日本語レベルの目安を設定する意味が分からない。		63
人材の確保と持続可能な教室運営の項目に、学習到達目標の設定を記述している関係性がわかりづらい。	64		

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	地域交響プロジェクト交付金は報告書などの作成が煩雑なため、ボランティア主体の日本語教室では利用しにくい。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	65
	「日本語教育推進事業総合調整会議」の中身がわからないので、公表するべきである。	「日本語教育推進事業総合調整会議」は、地域や外国人の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の協議を行う場として、有識者や地域日本語教育コーディネーター、市町村等の参加のもと、年2～3回程度開催しており、公表については今後検討してまいります。	66
地域における多文化共生社会への理解と参画促進	10ページの2行目「市町村や企業、関係団体等との連携～」の「企業」を市町村と同一視しないで、「とりわけ企業とでき得る相互の情報交流に努めながら～」のように企業努力の面を強調するように修正してほしい。	「第7 推進体制」において、それぞれの推進主体の役割を記載しており、役割に応じ連携して、地域日本語教育を進めてまいります。	67
	日本人住民等に向けた地域日本語教育に関する意識の醸成のような機会を、さらに増やしてほしい。例えば、京都市国際交流会館(kokoka)のように、府内の日本語教室でオープンデーを実施し、地域住民が集まり外国人住民との顔の見える交流をすることが重要ではないか。	いただいたご意見である顔の見える交流については、非常に重要であり、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	68
	「啓発」という言葉には「上から目線」で「京都府」が「市町村」や「府民」に対して「教育」「指導」するというような語感がするので、「日本語教育に対する意識の共有」といった感じの表現の方がふさわしいと思う。	ご意見を踏まえ、「自治体や地域住民との意識共有」に修正しました。	69
推進体制	市町村、市町村国際交流協会、日本語教室、企業などそれぞれが取組むべき内容を明確にされたのは今後大変役立つと思う。	それぞれの推進主体がしっかりと役割を果たし、かつ連携して、地域日本語教育を着実に進めてまいります。	70
	市町村の役割に、医療・福祉・防災・教育などの関係機関、相談窓口などとの連携とあるが、縦割りの行政において、どのように、誰が主導して連携していくか具体的に示してほしい。	多文化共生を所管する部署と医療や福祉などの行政分野を所管する部署との連携については、各市町村において地域の実情に応じて、検討・実施してまいります。	71
	推進体制図ではほとんどの矢印が日本語教室を指しており、今回のプランもボランティア頼みということか。		72
	推進体制図では、全ての矢印が日本語教室に収れんしているが、日本語教室を担う学習支援者の9割以上がボランティアである中で、ボランティアが体制の中心というのは、システムとして成り立っていないと思う。国、自治体、企業が責任を果たし、ボランティアは身近なところで補完するというのが本来の体制ではないか。	ボランティアによる学習支援だけでなく、専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を提供できるよう、必要性や希望に応じて伴走支援してまいります。	73

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	行政として、プロの日本語教師を軸にした日本語教育の推進体制を構築できない理由を教えてください。行政と民間の連携は各々の役割を果たした上で行えば良いと思う。	日本語教室は従来からボランティアを主体に運営されてきており、ボランティアの方々の地域における役割は大変意義あるもので、今後も欠かせない存在であると認識しています。他方、登録日本語教員など専門人材が地域日本語教育に一層参画いただくことは必要であり、本プランではボランティアによる学習支援と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を推進する旨を記載しております。なお、公的な教育体制については、本来は国において整備すべきものと考えており、国に働きかけてまいります。	74
計画期間	計画の中身が先で、その期間が後というのには疑問を感じる。計画としては、現状、課題、タイムスケジュールとする方が流れとしては自然であり、計画期間は計画の中身より先にあるべきである。	数値目標を年度ごとに設定していることから、わかりやすいよう、その前に計画期間を記載しました。	75
数値目標	学習支援者養成者数の目標値も60人/年となっているが、外国人住民数自体が急増している中でこの養成人数で対応しきれぬのか。	学習支援者の養成については、日本語教室の空白地域における教室開設に向けた支援者発掘や、既存教室における支援者の拡充のために、府内各地で実施しており、現実的な数字として設定しています。一方、プランの実施段階では、専門人材によるオンライン講座を実施することとしており、対面での日本語教室とともに、増加する外国人住民の学習ニーズに対応してまいります。	76
	新たに日本語教育に参画した企業数が、R7～R11で1～5となっているが、数値目標の根拠はどうなのか。事業所数に対して、日本語教育に参画した企業数の数値目標のバランスがおかしいと思う。	「日本語教育の推進に関する法律」では、企業の日本語教育は努力義務となっていますが、府内全ての外国人を雇用する企業が日本語教育に参画いただくことが望ましいと考えています。そのため、具体的施策の実施段階において、行政によるヒアリング及び提案等の伴走支援を行うことにより、新たに日本語教育に参画する企業を創出するとともに、企業及び就労者のニーズを反映した優良事例として水平展開することで、より多くの企業に日本語教育へ参画していただくことを目指しています。	77
	数値目標で「新たに日本語教育に参画した企業数」が年に1企業ずつになっているが、「外国人労働者を雇用している事業所は5,237か所」ということは、5,000年計画ということになり、より実効性のある具体的な取組に絞ってでも、一桁二桁高い目標値を設定すべきではないか。	数値目標については、年度ごとの行政における予算やマンパワー等も含めた実現可能性も考慮し設定しています。引き続き必要な予算を確保するよう努めるとともに、数値目標を上回るよう、しっかりと取り組んでまいります。	78
	数値目標は京都府の取り組み意欲の低さが露呈するだけなので記載しないほうがよい。	数値目標については、年度ごとの行政における予算やマンパワー等も含めた実現可能性も考慮し設定しています。引き続き必要な予算を確保するよう努めるとともに、数値目標を上回るよう、しっかりと取り組んでまいります。	79
その他	補助金制度の手続きが複雑過ぎるので、もっと簡単に申請出来るようにしてほしい。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	80
	地域の学校は日本語教室と連携を図るべきである。	ご意見のとおり、小・中学校と地域の日本語教室とが連携し、子ども支援につなげていけるよう取り組んでまいります。	81

項目	意見の要旨	意見に対する京都府の考え方	
	学習者のモチベーション維持のために、日本語のスピーチ大会のようなものを京都府で実施してはどうか。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	82
	現プランに「初期日本語教育を専門に行う場の設置 日本語学校や大学などの専門機関と連携して初学者を対象とした初期日本語学習の場を設置」とあるが、専門機関と連携した初期日本語学習の場はどこに設置したのか教えてほしい。	府内在住の外国人を対象に、令和2年8月～12月及び10月～3月に、文化パーク城陽において、それぞれ全45回の初期日本語講座を実施しました。	83
	学齢超過の子どもが高校に進学できるように、日本語の基礎を学ぶだけでなく、高校のルールを教えるとともに高校入試の情報の提供や、受験の願書を代筆してくれるようなプレスクールを開設してほしい。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	84
	府内で夜間定時制高校に入学する外国にルーツをもつ生徒が急増しているが、遠距離通学等が課題であるため、外国にルーツをもつ生徒を受け入れる昼間定時制高校が必要である。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	85
	日本語教育を国際交流協会やボランティア団体等に頼るのであれば、学習支援者の交通費はもちろん、活動を有償ボランティア化することが必要になってくる。	日本語教室は、成立ちの経緯や運営のあり方も様々であり、ボランティアへの報酬や旅費についても、各日本語教室の考え方を尊重しております。	86
	登録日本語教員がすぐに増えるわけではないので、教科指導経験のある退職教員に日本語教育の勉強をする機会を提供し、受講後に学校に入って指導いただくことはできないか。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	87
	現役教員の中で、日本語教育リーダーのような方を育成し、子どもにとってどんなレベルの日本語教育が必要なのか見極めた上で、必要な学習サポートが行われる体勢を整えることが必要ではないか。	個別の施策に関するご意見につきましては、今後の施策・事業検討の際の参考とさせていただきます。	88